平成 28 年度練馬区監查基本計画

わが国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、海外景気の動向によっては、 わが国の景気が下押しされるリスクがある。また、法人住民税の一部国税化に よる特別区財政調整交付金へのマイナスの影響や、歳出面では少子高齢化の進 展による社会保障関係経費の増大などにより、区の財政運営はさらに厳しさを 増すことは確実である。

こうした状況の中、昨年区は、今後の政策の方向性と戦略計画を明らかにした「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、アクションプランとともに新たな区政をスタートさせた。平成 28 年度には、これらビジョン等に基づき編成された初めての本格予算と、政策の実現に向けた区の仕組みと態勢を見直す「区政改革」の推進とが加わり、さらに充実した区政の展開が期待される。

監査の実施に当たっては、引き続き公正不偏の立場からその執行に当たるとともに、このような区政の動向を見据え、区の行財政運営を区民の視点に立って検証する役割も果たしていく。

1 基本方針

- (1) 各種監査を通じて、区の事務事業における合規性、経済性、効率性および有効性を検証し、適切な執行の支援につなげることで、区政に対する区民の信頼確保を図る。
- (2) 監査委員による「指摘」とそのフォローアップのみならず、監査時の個々の「口頭指導」に関しても着実に改善を図り、監査の実効性を向上させる。
- (3) 区民・事業者との協働による公共サービスの提供が広がりをみせる中で、 担当部署によるチェックが、サービスの質の確保や向上の面等から適切に 機能しているか検証する。
- (4) マイナンバー制度の開始により、これまで以上に個人情報の厳格な取扱いが始まる中で、個人情報の適正な管理とそれに関連した事務改善が適切に行われているか検証する。

2 個別監査実施方針

*以下で「法」とは地方自治法を指す。

(1) 定期監査

ア 財務等監査(学校監査を含む。)(法第199条第1項、第4項)

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済 性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証す る。

施設を管理する担当部署においては、施設管理マニュアル等に基づき 適切な施設管理が行われているか、利用者の安全確保が図られているか 等を検証する。

補助金交付、業務委託および指定管理者による施設の運営管理を行っている担当部署においては、補助金交付等が所定の要件に適合しているか、履行確認が適切に行われているか、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

イ 工事監査(法第199条第1項、第4項)

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているかについて、技術面を中心に検証する。

- (2) 随時監査(法第 199 条第 5 項) 随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認め るときに、(1)アに準じて実施する。
- ③ 行政監査(法第199条第2項)

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、合規性、経済性、効率 性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

- (4) 財政援助団体等監査(法第199条第7項)
 - ア 財政援助団体(補助団体)出資団体については、団体の事業が適切かつ効率的に執行され、財政援助または出資の目的に適合しているか等を検証する。また、担当部署の履行確認が実績報告書等により適切に行われているか、指導監督が適切に行われているか等を検証する。
 - イ 指定管理者については、運営管理が協定内容どおりに行われているか、 利用者の安全確保が図られているか等を検証する。また、担当部署によ る事業報告書の点検や実地調査が適切に行われているか、指導監督が適 切に行われているか等を検証する。
- (5) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項)

各会計の現金出納について、毎月の計数に誤りがないかを確認するとと もに、現金保管状況を検査する。また、支出命令書等の検査を行う。 (6) 決算審査(法第233条第2項)

各会計歳入歳出決算書等が関係法令に基づき調製されているか、計数に 誤りはないかを確認するとともに、予算の執行および財産管理の状況を審 査し、意見を付す。

- (7) 基金運用状況審査(法第 241 条第 5 項) 基金運用状況を示す書類の計数に誤りがないかを確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。
- (8) 健全化判断比率審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条) 財政の健全化判断比率が関係法令に基づき作成されているか、その算定 の基礎となる事項を記載した書類の計数に誤りはないかを審査し、意見を 付す。
- (9) その他の監査

住民監査請求による監査(法第242条第4項) 住民の直接請求による監査(法第75条第3項) 議会の要求による監査(法第98条第2項) 区長の要求による監査(法第199条第6項) 公金の収納支払事務に関する監査(法第235条の2第2項) 職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2第3項)について、請求等に基づき実施する。

3 監査結果等の報告、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

- (1) 監査結果等は、速やかに区長および議長に報告を行う。
- (2) 監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供し、ホームページに掲載する。
- (3) 区から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときも、上記(2) と同様とする。

4 監査の日程

(1) 定期監査

ア 財務等監査(学校監査を含む。) 平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 1 月 イ 工事監査 平成 28 年 5 月 ~ 平成 29 年 2 月

- (2) 随時監査 必要に応じて随時
- (3) 行政監査 平成 28 年 7 月 ~ 平成 29 年 3 月
- (4) 財政援助団体等監査 平成 28 年 12 月~平成 29 年 2 月
- (5) 例月現金出納検査 毎月実施
- (6) 決算審査(基金運用状況審査を含む。) 平成28年7月~8月
- (7) 健全化判断比率審查 平成 28 年 7 月 ~ 8 月
- (8) その他の監査 請求等の都度随時